

山梨県警察本部訓令第2号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月11日

山梨県警察本部長 大窪 雅彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令の一部改正)

第1条 山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令(昭和42年山梨県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第4条第2号及び第5号から第7号まで」を「第4条第5号から第8号まで」に改める。

別表第1会計の部を次のように改める。

会計	庶務	庶務	1 課の庶務に関すること。
	出納	出納	1 県費の収入・支出に関すること。 2 国費の歳入・歳出に関すること。 3 国費の決算に関すること。 4 反則金の収納に関すること。
	予算	予算	1 県費の予算・決算に関すること。 2 国費の予算に関すること。
	調度	調度	1 物品の管理及び処分に関すること。
施設整備室	管財	管財企画	1 警察施設整備の企画・立案に関すること。
		管財	1 土地及び建物の維持管理に関すること。
	営繕	営繕	1 営繕に関すること。
監査室	監査	監査	1 会計の監査に関すること。

			2 会計事務の指導に関すること。 3 遺失物に関すること。
--	--	--	----------------------------------

別表第1 捜査第二の部広域知能犯の項を次のように改める。

広域知能犯	広域知能犯	1 広域知能犯罪の捜査についての企画、調整、指導及び教養に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 2 広域知能犯罪の捜査資料の収集整備に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 3 広域知能犯罪の捜査に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
-------	-------	--

別表第1 組織犯罪対策の部組織犯罪捜査室の款を次のように改める。

組織犯罪捜査室	組織犯罪捜査第一	組織犯罪捜査第一	1 暴力団犯罪の捜査に関すること。 2 拳銃その他の銃器の取締りに関すること。 3 国際犯罪の捜査に関すること。 4 警察官等による拳銃等の譲受け等に関すること。 5 麻薬、覚醒剤、大麻等薬物事犯の取締りに関すること。 6 特殊詐欺の捜査に関すること。 7 その他特命事項
		組織犯罪捜査第二	
		組織犯罪捜査第三	
	組織犯罪捜査第二	組織犯罪捜査第四	
		組織犯罪捜査第五	
		組織犯罪捜査第六	

組織犯罪 捜査第三	組織犯罪 捜査第七
	組織犯罪 捜査第八
	組織犯罪 捜査第九
組織犯罪 捜査第四	組織犯罪 捜査第十

別表第1 機動捜査隊の部中「（副隊長）」を「庶務」に改め、同表運転免許の部講

- 「
- 1 運転と（都く。）
 - 2 運転分室に
 - 3 適性いて取
 - 4 更新おいで
 - 5 運転と（都く。）
 - 6 優良分室に
 - 7 運転こと。

習の項中「運転適性相談」を「安全運転相談」に改め、同部免許の項中

免許証の作成及び交付に関するこ
留分室において取り扱う事務を除

「

- 1 運転免許証の作成及び交付に関すると（都留分室において取り扱う事務を

。免許証の更新に関する事務（都留において取り扱う事務を除く。）。検査に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）。時講習に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）。免許証の記載事項変更に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）。運転者の賞揚に関する事務（都留において取り扱う事務を除く。）。免許台帳の整理及び保管に関する事務。

- く。）。
- 2 運転免許証の更新に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）
 - 3 適性検査に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
 - 4 更新時講習に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
 - 5 運転免許証の記載事項変更に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）。
 - 6 優良運転者の賞揚に関する事務（都留分室において取り扱う事務を除く。）
 - 7 運転免許台帳の整理及び保管に関する事務。
 - 8 運転者管理システムに関する事務。

に改め、同部都留分室の項目「運転適性相談」を「安全運転相談」に改め、同

表警備第一の部情報第四の項中	「	情報第三 情報第四	」	を	「	情報第三 情報第四 情報第五	」	に改める。
----------------	---	--------------	---	---	---	----------------------	---	-------

別表第2甲府警察署の部組織犯罪対策の項及び南甲府警察署の部組織犯罪対策の項
中「国際捜査」を「組織犯罪対策第三」に改め、同表南アルプス警察署の部刑事の項

及び日下部警察署の部刑事の項中	「	捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査 課の所掌に属する事項	」
	「	組織犯罪 対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事	」

第二 項	「	捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属 する事項	」	に改め、同表
	「	捜査第二	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌 に属する事項	」	

大月警察署の部警務の項中	「	警察安全 相談 留置管理	」	を	「	警察安全 相談	」	に改め、同部刑事の項中
--------------	---	--------------------	---	---	---	------------	---	-------------

「	捜査	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二 課の所掌に属する事項	」	を	「	捜査第一	本部刑事 する事項	
	「	組織犯罪 対策	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項	」	を	「	捜査第二	本部捜査 に属する

企画課及び捜査第一課の所掌に属

に改める。

第二課及び組織犯罪対策課の所掌
事項

(山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令の一部改正)

第2条 山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務室の部会計課の項中

予算	予
----	---

を

「
予算
——
調度

予

に改める。

調

(山梨県警察職員の定数配置に関する訓令の一部改正)

第3条 山梨県警察職員の定数配置に関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 略

(山梨県警察被留置者の留置に関する訓令の一部改正)

第4条 山梨県警察被留置者の留置に関する訓令（昭和52年山梨県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

男性被留置者の委託留置順位

順位	1	2	3	4	5	6
----	---	---	---	---	---	---

委託署						
甲府	南甲府	笛吹	南アルプス	韋崎	富士吉田	
南甲府	甲府	南アルプス	笛吹	韋崎	富士吉田	
南アルプス	南甲府	韋崎	甲府	笛吹	富士吉田	
韋崎	南アルプス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田	
北杜	韋崎	南アルプス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田
鰍沢	南アルプス	南甲府	甲府	韋崎	笛吹	富士吉田
南部	南アルプス	南甲府	甲府	韋崎	笛吹	富士吉田
笛吹	甲府	南甲府	南アルプス	韋崎	富士吉田	
日下部	笛吹	南甲府	甲府	南アルプス	韋崎	富士吉田
富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	韋崎	南アルプス	
大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アルプス	韋崎

上野原	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	南アルプス	韋崎
-----	------	----	-----	----	-------	----

附 則

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

第4号様式

山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令新旧対照表（第1条関係）

新行	旧行
<p>(部付専門官の所掌事務等)</p> <p>第2条 規則第25条第1項の本部長が定める職は、次の各号に掲げるとおりとし、その主たる事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設管理監 規則第4条第5号から第8号までに關すること。</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(部付専門官の所掌事務等)</p> <p>第2条 規則第25条第1項の本部長が定める職は、次の各号に掲げるとおりとし、その主たる事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設管理監 規則第4条第2号及び第5号から第7号までに關すること。</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

第3条 略

附 則 略

第3条 略

附 則 略

別表第1 (第3条関係)
本部の課の係別分掌事務

課等	課長補佐	係	分掌事務
----	------	---	------

別表第1 (第3条関係)
本部の課の係別分掌事務

課等	課長補佐	係	分掌事務
----	------	---	------

	等		
略			
会計	庶務	庶務	1 課の庶務に關すること。 2 県費の収入・支出に關すること。
出納	出納	出納	1 県費の収入・支出に關すること。 2 国費の歳入・歳出に關すること。 3 国費の決算に關すること。 4 反則金の収納に關すること。
予算	予算	予算	1 県費の予算・決算に關すること。 2 国費の予算に關すること。
調度	調度	調度	1 物品の管理及び処分に關すること。
施設整備室	管財	施設整備室	1 土地及び建物の維持管理に關すること。 2 警察施設の整備に關すること。
管財	管財	管財	1 土地及び建物の維持管理に關すこと。

ること。

	<u>監査</u>	<u>監査</u>	1 庚査に關すること。 2 会計事務の指導に關すること。 3 遺失物に關すること。
略			

	<u>監査室</u>	<u>監査</u>	1 会計の監査に關すること。 2 会計事務の指導に關すること。 3 遺失物に關すること。
略			
	<u>搜査第二</u>	<u>略</u>	

	<u>広域知能犯</u>	<u>広域知能犯</u>	1 広域知能犯の捜査についての企画、調整、指導及び教養に關すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 2 広域知能犯の捜査資料の収集整備に關すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 3 広域知能犯の捜査に關することと（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
	<u>搜査第二</u>	<u>略</u>	

広域捜査 対策	1 広域捜査の検討に關すること。 と。		
略			
組織犯罪 対策	略		
組織犯罪 捜査室	組織犯罪 捜査第一	1 暴力団犯罪の検査に關すること。 。 2 挙銃その他の銃器の取締りに關 すること。	
	組織犯罪 捜査第二	3 國際犯罪の検査に關すること。 。	
	組織犯罪 捜査第三	4 警察官等による拳銃等の譲受け 等に關すること。	
	組織犯罪 捜査第四	5 麻薬、覚醒剤、大麻等製物事犯 の取締りに關すること。	
	組織犯罪 捜査第五	6 特殊詐欺の検査に關すること。 。	
		6 その他特命事項	

	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第六</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第七</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第八</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第九</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第十</u>		
略			
機動搜查 隊	庶務 —	略	
略			
略			
運輸免許	略		

	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第六</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第七</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第八</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第九</u>		
	<u>組織犯罪</u> <u>搜查第十</u>		
略			
機動搜查 隊	副隊長)	略	
略			
略			
運輸免許	略		

	講習	略	高齢者支援	1 略 2 高齢運転者の安全運転講習に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。)。 3・4 略	高齢者支援	1 略 2 高齢運転者の運転適性相談に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 3・4 略
	講習	免許	高齢者支援	1 運転免許証の作成及び交付に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 2 運転免許証の更新に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 3 適性検査に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 4 更新講習に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 5 運転免許証の記載事項変更に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 6 優良運転者の賞揚に開すること	免許第一	1 運転免許証の作成及び交付に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 2 運転免許証の更新に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 3 適性検査に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 4 更新講習に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 5 運転免許証の記載事項変更に開すること(都留分室)において取り扱う事務を除く。) 6 優良運転者の賞揚に開すること

		(都留分室において取り扱う事務を除く。)。
	7	<u>運送免許台帳の整理及び保管に関すること。</u>
	8	<u>運送者管理システムに関すること。</u>
		略
都留分室		都留分室
	高齢運転者支援	高齢運転者支援
	1 略	1 略
	2 高齢運転者の安全運転相談に関すること。	2 高齢運転者の運転適性相談に関すること。
	3・4 略	3・4 略
		略
警備第一		警備第一
	情報第四	情報第四
	略	略
		情報第三

		(都留分室において取り扱う事務を除く。)。
	7	<u>運送免許台帳の整理及び保管に関すること。</u>
	8	<u>運送者管理システムに関すること。</u>
		略
都留分室		都留分室
	高齢運転者支援	高齢運転者支援
	1 略	1 略
	2 高齢運転者の安全運転相談に関すること。	2 高齢運転者の運転適性相談に関すること。
	3・4 略	3・4 略
		略
警備第一		警備第一
	情報第四	情報第四
	略	略
		情報第三

	情報第四	
	情報第五	
		略
		略
		略
		略

別表第2（第3条関係）

警察署の課及び係別分掌事務

警察署	課	係	分掌事務	
甲府警察署	略	組織犯罪 対策	略	組織犯罪対 策第三

別表第2（第3条関係）

警察署の課及び係別分掌事務

警察署	課	係	分掌事務	
甲府警察署	略	組織犯罪 対策	略	国際捲查 ——

略	略	組織犯罪 対策	略	略
南甲府警 察署	組織犯罪 対策	組織犯罪対 策第三 策	組織犯罪 対策	国際捜査 ——
略	略	略	略	略
南アルプ ス警察察署	南アルプ ス警察察署	刑事	刑事	捜査
南アルプ ス警察察署	南アルプ ス警察察署	刑事	刑事	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の 所掌に属する事項
略	略	略	略	組織犯罪 対策
略	略	略	略	本部組織犯罪対策課の所掌に属する 事項
略	略	略	略	略

略			
日下部警 察署	略	刑事	略
		捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
		捜査第二	本部捜査第一課及び企画課の所掌に属する事項
			略
			略
			略
大月警察 署	略	大月警察 署	略
		警察務	警察務
			警察安全 相談

略	刑事	略	略
	捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項	本部捜査第一課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	捜査第二	本部捜査第一課及び捜査第一課の所掌に属する事項	本部組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		略	略
		略	略

略	刑事	略	略
	捜査第一	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項	本部附帯検証課、捜査第一課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	捜査第二	本部捜査第一課及び捜査第一課の所掌に属する事項	組織犯罪対策課の所掌に属する事項
		略	略
		略	略

第4号様式

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令対照表（第2条関係）

			新規	日
別表第2 (第18条関係) 警察本部の文書記号		別表第2 (第18条関係) 警察本部の文書記号		
所属名	所属記号	担当名等	係記号	
総務室	略			
会計課	会	略		
予算			予	
調度			調	
		略		
		略		

第4号様式

山梨県警察被留置者の留置に関する訓令新1日対照表(第4条関係)

別表(第24条関係) 男性被留置者の委託留置順位		別表(第24条関係) 男性被留置者の委託留置順位													
順位	1	2	3	4	5	6	7	順位	1	2	3	4	5	6	7
甲府	南甲府	笛吹	南アルプス	韋崎	富士吉田			甲府	南甲府	笛吹	南アルプス	韋崎	大月	富士吉田	
南甲府	甲府	南アルプス	笛吹	韋崎	富士吉田			南甲府	甲府	南アルプス	笛吹	韋崎	大月	富士吉田	
南アルプス	南甲府	韋崎	甲府	笛吹	富士吉田			南アルプス	南甲府	韋崎	甲府	笛吹	大月	富士吉田	
韋崎	南アルプス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田			韋崎	南アルプス	甲府	南甲府	笛吹	大月	富士吉田	
北杜	韋崎	南アルプス	甲府	南甲府	笛吹	富士吉田		北杜	韋崎	南アルプス	甲府	南甲府	笛吹	大月	富士吉田
駿河	南アルプス	南甲府	甲府	韋崎	笛吹	富士吉田		駿河	南アルプス	南甲府	甲府	韋崎	笛吹	大月	富士吉田

南部	南アルプス	南甲府	甲府	笛吹 韋崎	笛吹 富士吉田	南部	南アルプス	南甲府	甲府	笛吹 韋崎	笛吹 富士吉田	大月
笛吹	甲府	南甲府	南アルプス	笛吹 韋崎	富士吉田	笛吹	甲府	南甲府	南アルプス	笛吹 韋崎	富士吉田	大月
日下部	笛吹	南甲府	甲府	南アルプス	笛吹 韋崎	富士吉田	日下部	笛吹	南甲府	甲府	南アルプス	笛吹 韋崎
富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	笛吹 韋崎	南アルプス	富士吉田	富士吉田	大月	笛吹	南甲府	甲府	笛吹 韋崎
大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	笛吹 韋崎	南アルプス	大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	笛吹 韋崎
上野原	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府	笛吹 韋崎	南アルプス	上野原	大月	富士吉田	笛吹	南甲府	甲府